

奈良県こども家庭相談センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十号

奈良県こども家庭相談センター設置条例の一部を改正する条例

奈良県こども家庭相談センター設置条例（平成十四年三月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「第三条第一項」の下に「（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。